

# 保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現～

資料1 乳児等通園支援事業  
(こども誰でも通園制度)  
制度説明資料

## ○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

### 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが  
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



## 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン  
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン  
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン  
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】  
→ 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)

→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。4

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

## 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

### ○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

### ○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

### ○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

### ○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

## 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。

【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

### ○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備 ・円滑な運用や利用の促進 等

### ○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

### ○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

## 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善 【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

### ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与と動向等を踏まえた改善 ・経営情報の見える化の推進 等

### ○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進 ・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

### ○働きやすい職場環境づくり

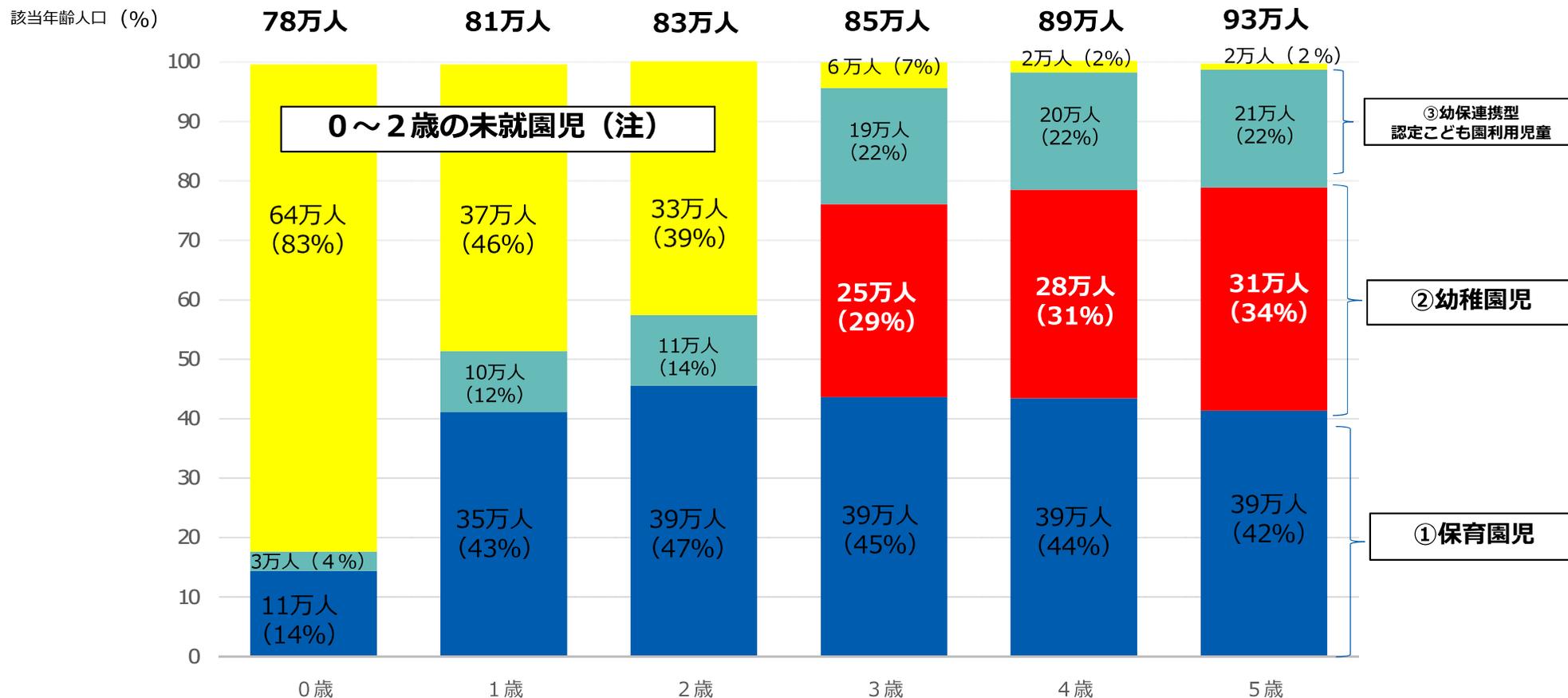
- ・保育補助者等の活用促進 等
- 新規資格取得と就労の促進 ・資格取得や就業継続の支援の充実 等
- 離職者の再就職・職場復帰の促進 ・保育士・保育所支援のための機能強化 等

### ○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

## 年齢別の未就園児の割合（令和5年度）

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約134万人）、3～5歳児の約4%（約10万人）となっている。



(注) 各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和5年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和5年度「認定こども園に関する状況調査」（令和5年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和5年度「学校基本調査」（確定値、令和5年5月1日現在）より。

※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和5年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和4年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

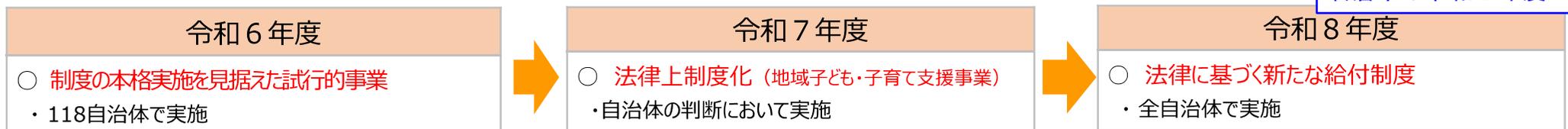
# 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。  
 （※）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



# I 基本的事項：制度の意義

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p4~5より抜粋)

## 基本的な考え方

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは極めて重要であり、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが求められる。
- こども誰でも通園制度は、こどもの成長の観点から、「**全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する**」ことを目的としている。

## こどもの成長の観点からの意義

- **家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。**
- 同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、**家庭だけでは得られない様々な経験**を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらす。

# I 基本的事項：制度の意義

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p5~6より抜粋)

## 保護者にとっての意義

- 専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。
- こどもへの保育者の接し方を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、**保護者自身が親として成長することができる。**
- 様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が**子育てにおいて社会的資源を活用することにもつながる。**

## 保育者にとっての意義

- これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、**保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮**できる。
- **在宅で子育てをする保護者に対して**、家庭の中だけでは気づかないこどもの姿や育ちについて伝えることで、こどもや子育てへの肯定感を支えるとともに、子育ての孤立感や不安感の解消につながっていくなど、保護者に対しても**その専門性を発揮**することができる。

# I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p10~12より抜粋)

※本制度=こども誰でも通園制度とする

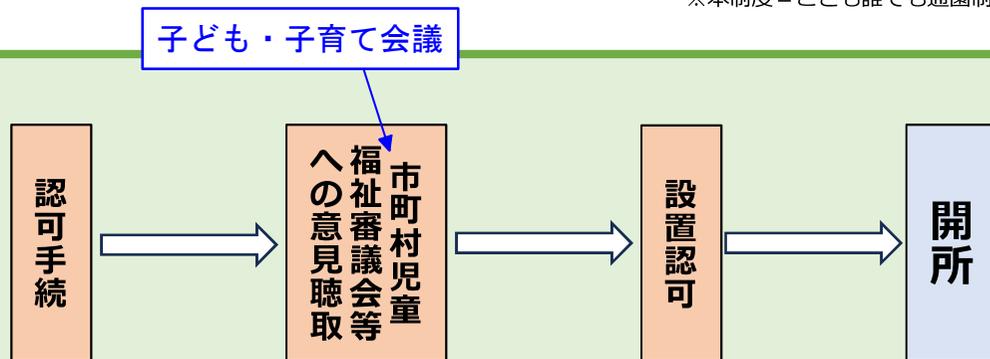
## 事業の全体像

### 「事業の実施方法」

本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が実施。

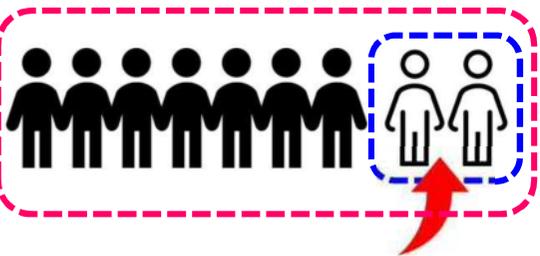
### 「提供内容の検討」

#### ①実施方法



#### 余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、7人の在籍児童しかいない場合、保育士は3名以上配置。※1

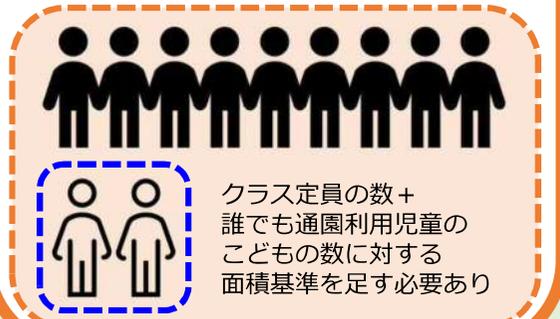


2名の在籍定員の空き枠を活用し  
誰でも通園利用児童を受け入れる

※1 保育所、認定こども園、家庭の保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能。定員内での受入れのため、基本的に各クラスの保育者による受入れが基本。

#### 一般型 (在園児合同)

例えば、0歳児・9人クラスの場合。  
クラスの定員枠とは別に、クラス内に誰でも通園利用枠を設け、且つ専任の保育士を配置。※2

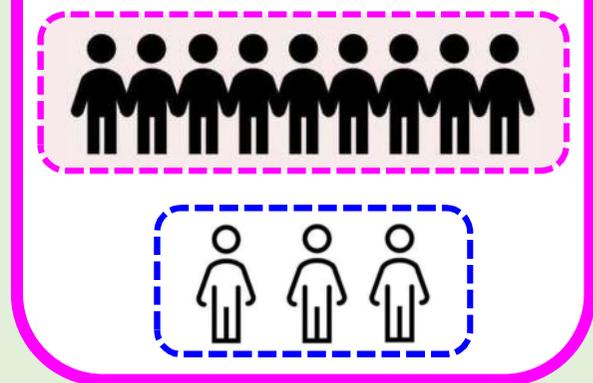


クラス定員の数+  
誰でも通園利用児童の  
こどもの数に対する  
面積基準を足す必要あり

※2 こどもに関わる職員は、在園児の保育体制とは別に、設備運営基準第22条に則し、乳児おおむね3人に対して従事者1人、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に対して従事者1人以上を配置。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が2人を下回らないことを遵守する必要あり。

#### 一般型 (専用室独立実施)

クラスとは別に、誰でも通園専用室を設け、専任の保育士を配置。※3



実施予定の3施設は  
全てこちら

※3 基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能。独立施設実施の場合も同様

# I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p12~14より抜粋)

※本制度=こども誰でも通園制度とする

## 事業の全体像<続き>

### ②受け入れるこどもの年齢、時間枠等

受け入れるこどもの年齢、時間枠は、適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、事業所の実情に応じ設定。

### ③利用パターン

#### 定期利用

利用する事業所を限定したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定する等、特定の事業所を利用する方法。



※定期利用を行うことによって、保育者とこどもの関係が構築される・保護者との関係構築においても効果的であると考えられ、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者の確保がしやすい状況になることが期待。

#### 柔軟利用

こどもの状況や保護者のニーズに合わせた利用方法で、こどもに合う事業所を見つけるまでの利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の利用等について、柔軟に利用する方法。



※保護者の都合のみで一時的に用事先近辺の事業所に預ける等の利用は、制度本来の趣旨である「こどもの育ち」を考えると、望ましい利用方法とは言えません。このような場合には、まずは、一時預かり事業を利用することが考えられる。

こどもの育ちの観点から、特定の事業所と関係性を構築しながら継続的な利用を図りつつ、その際に利用パターンを組み合わせて運用していくことも考えられる。

# I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p14~16より抜粋)

※本制度=こども誰でも通園制度とする

## 事業の全体像<<続き>>

### ④食事の提供

実施予定の3施設は、食事の提供は行わない

食事の提供を行うかどうかを検討のうえ、提供する場合、その内容を検討。

### ⑤親子通園

慣れるまで時間のかかるこどもに対する対応として、「親子通園」を取り入れるかどうかを検討し、実施する場合、本制度の意義に則り、親子通園が長期間になることがないように留意し、実施回数及び期間を検討。

### ⑥特別な支援が必要な場合の対応

各事業所においては、障害のあるこども、医療的ケア児、言語面・文化面等で個別的な対応が求められる外国籍児童など、特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れにあたり、自治体と連携しながら、それぞれの特性や状況に応じた支援について、事業所としての対応内容を検討。

### ⑦こどもへの関りや遊びの内容

本制度においては、保育所保育指針に準じ、利用するこども及びその保護者の心身の状況等に応じて支援が提供されなければならない（設備運営基準第23条）こととされており、リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものを本制度に当てはめて提供するなど、**早期教育の場の形とすることは適切ではない。**

### ⑧その他

利用に当たり**キャンセルが行われた場合の対応**について定めておくことが必要。

利用中にこどもの体調が急変した場合の対応や、事故発生時の対応、災害発生時の対応等について定めておくことが必要。適切な医療機関と連携体制を確保しておくよう努める。

市町村及び事業所においては、利用者が事業者に対し、不満や疑問を抱えた場合に相談できる体制整備をおこない、その旨、利用者へ周知。

# I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p16~17より抜粋)

※本制度=こども誰でも通園制度とする

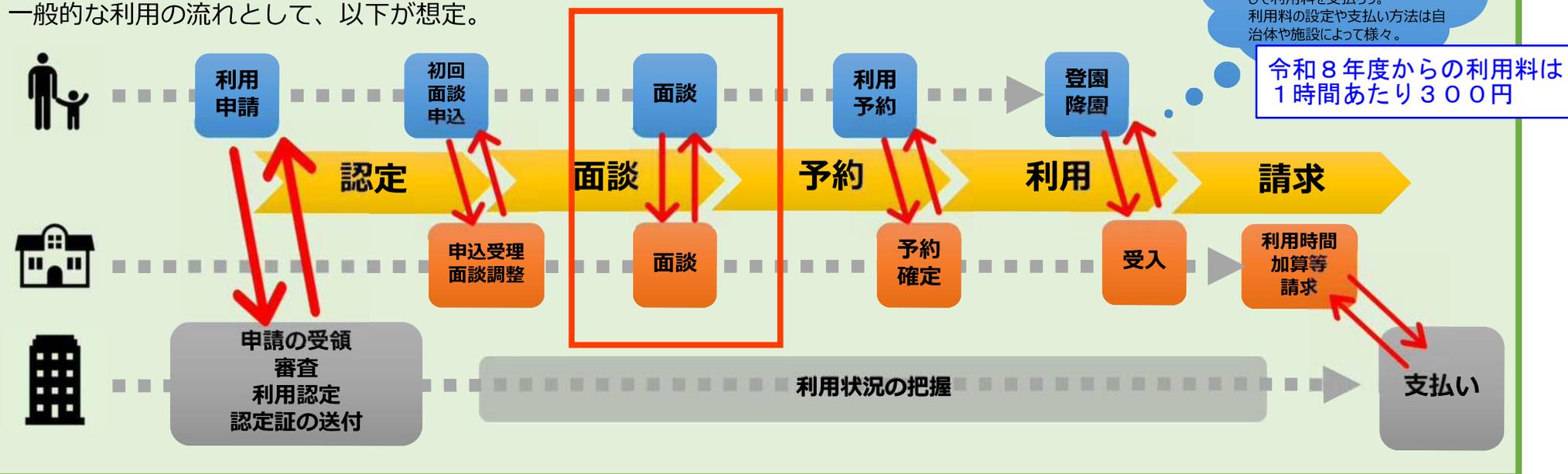
## 事業の全体像<<続き>>

### <<施設等類型に則した実施に当たっての創意工夫>>

施設等類型に応じた様々な創意工夫の在り方が考えられるため、事例集にお示しする好事例を参考に、施設等類型それぞれの良さを生かした運営を心掛けることが重要。

### <<利用の流れ>>

一般的な利用の流れとして、以下が想定。



## Ⅲ その他の留意点等

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p49より抜粋)

※本制度=こども誰でも通園制度とする

### ② 他制度との関係

#### 【一時預かり事業との関係性】

こどものために、定期的に同月齢の子たちや、家族以外の大人と関わりが持てるといいんだけど…



#### こども誰でも通園制度

- ✓ **こどもの成長のために「通う」という考えを基本とし、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援**
- ✓ **保護者のニーズに関わらない利用**
- ✓ 令和8年度から「給付制度」として実施。こどもにとって一定の権利性が生じ、また、**全国どの自治体でも共通で実施。**
- ✓ **全国共通で、月の利用時間上限があり、0歳6か月～満3歳未満の未就園児が対象。**

家の用事で、一時的に預かってもらえるところ、ないかしら…



#### 一時預かり事業

- ✓ **「保護者の立場からの必要性」に対応するため「預ける」という考え方を基本とする**
- ✓ **保護者のニーズが生じた際に利用**
- ✓ 実施主体である市町村が、**地域のニーズに応じ「事業」として実施の判断**をし、1269自治体※において実施。
- ✓ 補助事業として**利用時間の定めはなく、実施自治体によって、対象年齢や上限の時間や日数を設けており、設定方法は様々。**

※令和5年度実績



★一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備することを目的としている。

- 本制度と一時預かり事業を、同一事業所内において一体的に実施する場合、**利用者**にその利用目的に応じて適切に使い分けいただくことが大事であり、自治体はその点について十分理解した上で、両制度について案内する必要がある。
- 本制度と一時預かり事業を併用することもについて、利用する制度が切り替わることにより支援の内容が大きく変わること、担当する保育者が変わること等は望ましいことではなく、こどもの育ちを支える視点から、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるよう心掛ける必要がある。

# こども誰でも通園制度関係情報一覧

※こども家庭庁ホーム内『こども誰でも通園制度』のページに、以下掲載

【2025.6末時点】

## ・ こども誰でも通園制度について | こども家庭庁

- こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト
- 誰でも通園制度紹介動画
- こども誰でも通園制度の実施状況 ※**随時更新予定**

### ≪実施に関する手引等≫

- こども誰でも通園制度の実施に関する手引
- 利用者向けリーフレット
- 事業者向けリーフレット

### ≪通知等≫

- 【実施要綱】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- 【通知】乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて
- 【通知】乳児等通園支援事業の認可等について

### ≪会議等≫

- こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6）
- こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（R5）

### ≪調査研究≫

- こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（概要版）
- こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（報告書）
- こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（報告書別冊）



## こども誰でも通園制度

